

令和8年第1回隠岐の島町議会臨時会会議録

招集年月日 令和8年 2月17日  
招集場所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場  
開会(開議) 令和8年 2月17日(火) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 1番 松山 貢 議員 2番 村上 一 議員

1. 出席議員

1番	松山	貢	6番	牧野	牧子	11番	安部	大助
2番	村上	一	7番	齋藤	則子	12番	前田	芳樹
3番	西村	万里子	8番	村上	謙武	13番	石田	茂春
4番	脇田	千代志	9番	菊地	政文	14番	高宮	陽一
5番	山田	浩太	10番	西尾	幸太郎			

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町長	池田	高世偉	水産振興室長	曾我部	一彦
副町長	大庭	孝久	建設課長	岸本	則和
教育長	野津	浩一	都市計画課長	石田	傑
会計管理者	齋藤	和幸	環境課主事	黒澤	美桜
総務課長	宇野	慎一	エネルギー対策室長	野津	寿天
危機管理室長	柳原	潔	国民スポーツ大会推進課長	茶山	宏
地域振興課長	橋本	博志	上下水道課長補佐	藤田	将之
財政課長	長田	寿幸	布施支所長	坂本	忠
施設管理課長	堀川	秀樹	五箇支所長	石橋	忠夫
税務課長	池本	繁樹	都万支所長	近藤	勝志
町民課長	和田	美由貴	中出張所長	黒川	直照
保健福祉課長	野津	千秋	総務学校教育課長	金井	和昭
住民福祉担当課長	広江	和彦	社会教育課長	中村	恒一
商工観光課長	藤野	一	中央公民館長	木瀬	高宏
農林水産課長	増本	直行			

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 田 中 挙 事 務 局 長 補 佐 齋 賀 千 春

1. 町長提出議案の題目

承認第1号 令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について

承認第2号 令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について

議 第 1 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐島油槽所屋外No.3 及びNo.4 タンク改修  
工事〕

議 第 2 号 工事請負変更契約の締結について〔令和7年度港整備西村港防波堤改修工事〕

議 第 3 号 令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算（第7号）

1. 議員提出議案の題目

発委第1号 竹島領有権回復への取り組みの強化及び特別措置法制定を求める意見書

議事の経過

**○議長（安部大助）**

ただ今から、「令和8年第1回隠岐の島町議会臨時会」を開会します。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

**日 程 第 1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名**

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により1番：松山 貢 議員、2番：  
村上 一 議員を指名いたします。

**日 程 第 2. 会 期 の 決 定**

「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

### **日 程 第 3. 町長提出議案の上程**

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の承認第1号「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について」から議第3号「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算（第7号）」までの5件を一括して議題といたします。

### **日 程 第 4. 提案理由の説明**

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました5件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：池田町長

#### **○番外（ 町長 池 田 高 世 偉 ）**

おはようございます。

開会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

本日、令和8年第1回隠岐の島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

まずは、先般の積雪は住民の皆様も驚くような豪雪となり、住民生活に大きな支障をもたらしたところでございます。

除雪につきましては、早朝から担当課の調査、指示のもと関係業者の方々はもとより、皆様のご協力により実施されたところでございますが、全てのご要望に即日対応できるものではなく、改めまして異常時にはご理解をいただきたいと思うところです。

除雪事業費につきましては、正式なところではございませんが、今年度トータル1億円が見込まれており、その対応等につきまして、引き続き、議員の皆様方のお力添えをお願い申し上げます。本日はよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしました議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、承認第1号及び承認第2号の2件につきましては、一般会計補正予算に関する議案でありまして、地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

まず、承認第1号の「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）の専決処分につ

いて」であります。12月17日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入歳出予算の補正額は、3,850万円の追加でありまして、補正後の予算額を207億5,469万3,000円といたしました。

補正の内容につきましては、去る12月16日に国の補正予算が成立したことに伴い、重点支援地方交付金を活用した小中学校の給食費の減免、及び物価高対応子育て応援手当支給事業費を補正するものであります。

次に、承認第2号の「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について」であります。1月16日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

歳入歳出予算の補正額は、2,220万3,000円の追加でありまして、補正後の予算額を207億7,689万6,000円といたしました。

補正の内容につきましては、1月初旬の寒波に係る除雪経費の追加、及び衆議院解散に伴う選挙費用を補正するものがあります。

続きまして、議第1号及び議第2号の2件につきましては、工事請負変更契約の締結に関する議案であります。

はじめに、議第1号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐島油槽所屋外No.3及びNo.4タンク改修工事〕」についてであります。タンク開放検査の結果、タンク底板の肉厚が法定基準を満たしており、当初想定していた底板の総取替が不要となりましたことから、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第2号の「工事請負変更契約の締結について〔令和7年度 港整備西村港防波堤改修工事〕」についてであります。施工性を考慮し、防波堤の上部工を減長するとともに、事業の進捗を図るため消波工を増工することにより工事費を増額する必要が生じたことから、工事請負変更契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第3号の「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算（第7号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は1億3,837万9,000円の追加でありまして、補正後の予算額を209億1,527万5,000円とするものであります。

補正の内容は、重点支援地方交付金を活用した、プレミアム付き商品券事業費、酒造用原料米確保緊急支援事業費を新たに追加いたしますとともに、隠岐高齢者研修施設整備事業費を増額するものであります。

あわせて、「繰越明許費補正」及び「地方債補正」を行うものであります。

以上、5件の諸議案につきまして、ご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

### ○議長（安部大助）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（本会議休憩宣告 9時39分）

（全員協議会開会宣告 9時39分）

### ○議長（安部大助）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（全員協議会閉会宣告 9時58分）

（本会議再開宣告 9時58分）

### 日 程 第 5. 質 疑

「質疑」を行います。

承認第1号「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算（第5号）の専決処分について」、質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

以上で、承認第1号議案についての質疑を終わります。

次に、承認第2号「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算（第6号）の専決処分について」、質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

以上で、承認第2号議案についての質疑を終わります。

次に、議第1号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐島油槽所屋外No.3及びNo.4タンク改修工事〕」について、質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

以上で、議第1号議案についての質疑を終わります。

次に、議第2号「工事請負変更契約の締結について〔令和7年度港整備西村港防波堤改修

工事]」について、質疑はありませんか。

2番：村上 一 議員

**○2番（ 村 上 一 ）**

はい。先ほど説明していただいたんですけども、当初の計画からなぜ、その前の部分に変更になって、図があってそれを見てたんですけども、そのこのところをもう少し教えていただけますか。どうして当初の予定よりも、その前の部分を大きく膨らませなければいけなくなったのかっていう辺り少し教えていただけたらと思います。

**○番外（ 建設課長 岸 本 則 和 ）**

はい。変更の増工部分ですが、当初より全体事業計画上、西村防波堤改修工事は先端まで防波堤の消波工の部分が入っております。今回ですね、事業の進捗を図るため来年度の分を先行してやったというような形となっております。そこが今回、赤色で塗った部分です。以上です。

**○2番（ 村 上 一 ）**

では確認ですけども、本来、全体はそういう風に年度をまたいでやる事業を前倒しでやったという理解でよろしいでしょうか。

**○番外（ 建設課長 岸 本 則 和 ）**

はい、そうであります。

**○議長（ 安 部 大 助 ）**

ほかにありませんか。よろしいですか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

以上で、議第2号議案についての質疑を終わります。

次に、議第3号「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算（第7号）」について、質疑はありませんか。

（ 「なし」の声を確認 ）

「質疑なし」と認めます。

以上で、議第3号議案についての質疑を終わります。

以上で、「質疑」を終わります。

ここで議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10時02分 ）

( 全員協議会開会宣告 10時02分 )

**○議長 ( 安部大助 )**

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

( 全員協議会閉会宣告 11時32分 )

( 本会議再開宣告 11時32分 )

**日 程 第 6. 討 論**

「討論」を行います。

はじめに、承認第1号「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について」から議第3号「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算(第7号)」についてまでの5件を一括して討論に付します。

討論は、ありませんか。

( 「なし」の声を確認 )

「討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

**日 程 第 7. 採 決**

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

はじめに承認第1号「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について」及び承認第2号「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算(第6号)の専決処分について」の2件を一括して採決いたします。

本案を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

したがって、承認第1号及び承認第2号の2件は原案のとおり「承認」されました。

次に、議第1号「工事請負変更契約の締結について〔隠岐島油槽所屋外No.3及びNo.4タンク改修工事〕」及び議第2号「工事請負変更契約の締結について〔令和7年度港整備西村港防波堤改修工事〕」の2件を一括して採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

( 起立全員 )

起立「全員」であります。

したがって、議第1号及び議第2号の2件は原案のとおり「可決」されました。

次に、議第3号「令和7年度隠岐の島町一般会計補正予算（第7号）」についてを採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

起立「全員」であります。

したがって、議第3号は原案のとおり「可決」されました。

以上で、「採決」を終わります。

## 日 程 第 8. 議員提出議案の上程及び審議

「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

発委第1号「竹島領有権回復への取り組みの強化及び特別措置法制定を求める意見書」を議題といたします。

ただ今、議題となりました議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

竹島対策特別委員長 12番：前田 芳樹 議員

### ○12番（ 前 田 芳 樹 ）

竹島対策特別委員会として提出をいたしました、発委第1号議案に関する「提案理由」のご説明をいたします。

当委員会におきましては、「竹島の領有権回復への取り組みの強化と特別措置法の制定を求める意見書」を政府に提出することの協議を重ねてまいりましたが、今回、委員会として発議することに「全会一致」で決議をし、別紙のとおり、意見書案の議決を求めて、議案の提出をいたしたところであります。

竹島問題は皆様ご承知のとおり、政治問題そのものです。政府と国会議員が日本の領土・領海・領空を守る当事者意識を高く持って、毅然とした姿勢で対処してもらうしか解決方法はないのであります。そのために地方議会として取れる方法は何かと考えますときに、地方自治法第99条の意見書提出権限を継続的に活用していくことが効果的であると思われま。竹島を所管する隠岐の島町の議会が、政府に対して竹島問題解決への取り組みの強化などについて意見書を継続的に提出していくことは、大きな意義があると思えます。隠岐の島町議会が最初に提出をして見せることが必要であります

令和7年9月30日に、内閣府・領土主権展示館で資料の閲覧と調査をいたしました。北

方領土に関する措置費は非常に膨大であるのに比べまして、竹島に関する国の措置費は無いに等しいこともわかりまして、竹島は忘れ去られたが如きで、その格差の大きさに愕然といたしました。竹島に関する特別措置法の制定が、是が非でも必要であり、意見書を出し続けなければならないことも痛切に感じました。

議員各位におかれましては、別紙の意見書案をご参照の上、ご理解をいただきまして、政府への意見書が提出できますよう、議案にご賛同を賜りますよう当委員会として、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で提案理由の説明といたします。

なお意見書の提出先は、衆参議長、内閣総理大臣、内閣府領土担当大臣、財務大臣、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、防衛大臣、国土交通大臣、保安庁長官、農林水産大臣、水産庁長官でございます。皆様、よろしくお願ひいたします。

#### ○議長（安部大助）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

「質疑」を行います。

発委第1号について質疑はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「質疑なし」と認めます。

次に、「討論」を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声を確認）

「討論なし」と認めます。

これより「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

発委第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

起立「全員」であります。

したがって、発委第1号「竹島領有権回復への取り組みの強化及び特別措置法制定を求める意見書」は、原案のとおり「可決」されました。

以上で「議員提出議案の上程及び審議」を終わります。

以上で、本臨時会に提出された議案は全て議了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和8年第1回隠岐の島町議会臨時会を閉会いたします。

( 閉 会 宣 告      1 1 時 4 1 分 )

以 下 余 白